

ACSV Monthly Letter

● 軽減税率対象取引の経理処理について

飲食料品・新聞の定期購読等は、消費増税後も8%の軽減税率が適用されます。軽減税率対象取引（以下、軽減取引）について、会計ソフトへの入力や経理処理の留意点を説明します。なお、免税事業者で税込み経理される場合は、従来のみで対応可能です。

	対応・留意点
現金出納帳	<ul style="list-style-type: none"> 軽減取引分は、金額を〇で囲むなどして明確にしてください。 会計ソフト等に合計入力する場合は、10%原則分と8%軽減取引分に分けて、科目ごとに集計して下さい。
クレジット払い	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカードの利用時に発行される領収書または利用票の保存が必要となります。 軽減取引分は、利用明細の金額を〇で囲んで下さい。 なお、10%原則分と8%軽減取引分が混在する場合は、軽減取引分を利用明細にメモ書きして下さい。
振込払い	<ul style="list-style-type: none"> 軽減取引分は、通帳等の金額を〇で囲んで下さい。 なお、10%原則分と8%軽減取引分が混在する場合は、軽減取引分を通帳等にメモ書きして下さい。
会計ソフトへの入力	<p>【消費税増税に対応した会計ソフトを利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 10/1～入力分は原則として10%と処理されるので、軽減取引分はその都度消費税コードを変更します。 現金出納帳、クレジット払い、振込払いなど、10%原則分と8%軽減取引分を分けて入力します。 <p>【従来のままの会計ソフトを利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 税込み経理となります。 8%軽減取引分は、摘要に「8%」と入力します。フォントは全角でも半角でもOKですが、年度を通じてどちらかに統一して下さい。 (例：「〇〇商店 8%」)

なお、クレジット払いや振込払いの場合で、購入日が～9/30で支払日が10/1～の場合は旧税制（全て8%）となりますので、ご注意ください。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付（第3期）	

(注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得稅の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得稅の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。